

## 14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	2,856	46,815
		① うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	25	103
		② うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4		
		③ うち①及び②に該当しないもの	16,500円	2,831	46,712
		所得割額の納付を要しない者	-	283	3,113
		④ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4		
	⑤ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4			
	⑥ うち④及び⑤に該当しないもの	11,000円	283	3,113	
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	12	98
		⑦ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4		
		⑧ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4		
		⑨ うち⑦及び⑧に該当しないもの	8,200円	12	98
		所得割額の納付を要しない者	-	1	5
		⑩ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4		
	⑪ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4			
	⑫ うち⑩及び⑪に該当しないもの	5,500円	1	5	
	わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	416	3,411
		⑬ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4		
		⑭ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4		
		⑮ うち⑬及び⑭に該当しないもの	8,200円	416	3,411
所得割額の納付を要しない者		-	84	462	
⑯ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの		5,500円 × 1/4			
⑰ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4				
⑱ うち⑯及び⑰に該当しないもの	5,500円	84	462		
第二種銃猟免許に係る登録		-	62	341	
	⑲ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4			
	⑳ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4			
	㉑ うち⑲及び⑳に該当しないもの	5,500円	62	341	
① ~ ㉑ の 合 計		-	3,714	54,245	